三六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人暴力追放広島県民会議から代表者変更の届出があった件　七　四

三七　駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件　二七　三

三八　普通自転車の型式認定番号を指定した件　二七　四

三九　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人岩手県暴力団追放推進センターから代表者変更の届出があった件　二八　三

○金　融　庁

四一　銀行法第五十六条第十三号の規定に基づき、登録が失効した電子決済等代行業者を告示する件　二〇　二

四二　信用金庫代理業者に係る信用金庫代理業の許可がその効力を失った件　二六　三

四三　銀行法施行令第十七条の四第四項の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件　二七　四

四四　保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件　三一　四

五

○金融庁、法務省、財務省

社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　二〇　172　一

○総　務　省

二三四　夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件　三　160　一

二三五　電波法第四条の二第七項の規定に基づき同条第一項の同法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準を定める件の一部を改正する件　六　二

二三六　電気通信事業法第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準を定める件の一部を改正する件　六　二

二三七　電波法第四条の二第七項の規定に基づく同条第二項の同法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準を定める件の一部を改正する件　六　二

二三八　無線設備が法第四条の二第二項の法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合する事実の確認方法を定める件の一部を改正する件　六　二

二三九　電気通信事業法第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が別に告示する技術基準を定める件の一部を改正する件　六　三

二四〇　無線従事者規則第六条に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を定める件　六　四

二四一　家計調査の調査地域を定める等の件の一部を改正する件　一二　三

二四二　アマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号を定める件の一部を改正する件　一九　171　一

二四三　陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件　二七　177　三九

二四四　工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件の一部を改正する件　二七　177　六一

二四五　外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件　二七　177　六一

二四六　登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件　二七　177　六二

二四七　登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件　二七　177　六三

二四八　広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件　二七　177　六五

二四九　無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件　二七　177　七三

二五〇　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、時分割複信方式を用いるもの及びローカル５Ｇの無線局の技術的条件を定める件の一部を改正する件　二七　177　七四

二五一　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件を定める件　二七　177　八一